

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号

並びに会社法施行規則第 189 条に規定する書類

(吸収分割に係る事後開示事項)

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力株式会社

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力パワーグリッド株式会社

2024年8月19日

吸収分割に係る事後開示事項

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員

林 欣吾



名古屋市東区東新町1番地
中部電力パワーグリッド株式会社
代表取締役
社長執行役員

清水 隆



中部電力株式会社（以下「吸収分割会社」という。）及び中部電力パワーグリッド株式会社（以下「吸収分割承継会社」という。）は、2024年7月1日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」という。）に基づき、吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法第791条第1項第1号、会社法施行規則第189条第1号）

2024年8月19日

2. 吸収分割会社に関する事項（会社法第791条第1項第1号、会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

吸収分割会社において、本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

吸収分割会社において、本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

本件分割において、吸収分割会社から債務の承継は行わず、会社法第789条第1項第2号に定める債権者が存しないため、会社法第789条の規定による債権者異議手続は実施していません。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法第791条第1項第1号、会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

本件分割は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

本件分割において、吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条（会社法第802条）の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項に基づき、2024年7月11日付の官報公告及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。吸収分割承継会社に対し、会社法第799条第1項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法第791条第1項第1号、会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社が保有する中部精機株式会社の全株式（普通株式112,000株）を吸収分割の方法により承継しました。これにより承継した資産の額は5千万円、負債の額は0円です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法第791条第1項第1号、会社法施行規則

第189条第5号)

2024年8月23日付で登記申請予定

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法第791条第1項第1号、会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

本書は原本と相違がないことを証明します。

2024年8月19日

愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

林 欣吾



愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役

社長執行役員

清水 隆



